

平成22年度 事業評価（事業活動記録）

事業No. 161

所管部局	市民部	所管課	国保医療課	担当者名	八木 裕也
事業名	福祉医療費支給事業			事業分類	ソフト事業
細事業名	福祉医療費支給事業			政策体系	146
会計	一般会計	科目	3.民生 - 1.社会 - 1.社会		

1. 事業の概要

心身障がい者（後期高齢者医療被保険者を除く）及び母子等のうち、一定所得額以下の方に対し、医療機関でかかった医療費の一部を助成する。（府制度分の対象者は、障害者手帳1・2級、療育手帳A等の所持者。障害者手帳3・4級、療育手帳B等の所持者については、市独自で対象者の範囲を拡大している。市制度分の対象者は、通院の場合のみ、医療機関ごとに1日300円の自己負担が必要。）

2. 事業の目的と必要性

①施策で目指す目標との関連付け

高齢者・障がいのある人が安心して暮らせる自立支援、母子世帯への経済的支援

②事業を実施する必要性

心身障がい者及び母子等に対し医療費を支給することによって、障がい者等の生活の安定と福祉の増進を図る。

3. 事業費の推移

	単位	平18決算	平19決算	平20決算	平21決算	平22予算	平23計画	平24計画
決算額または計画額	千円	139,467	143,464	153,981	150,269	156,446	156,718	158,850
うち一般職・嘱託職・臨時職の給与および共済費等	千円	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳	使用料・手数料等	千円	0	0	0	0	0	0
	国・府支出金	千円	23,644	26,085	30,552	32,559	34,281	33,927
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	115,823	117,379	123,429	117,710	122,165	122,791
職員等の従事人員	人/年	—	—	0.65	0.78			
人件費	千円	—	—	4,573	4,674			
事業費総額	千円	—	—	158,554	154,943			

※事業費を要しない場合は「0」、事業を実施しない場合は「空白」で表示。
 ※千円未満を四捨五入し表示しているため、合計等が一致しない場合がある。

4. 主な事業費の内訳

福祉医療給付費	147,602,389円
審査支払手数料	2,401,505円

5. 事業結果の概要

障がい児者：	受給者数	945人（H22.3月末）
	助成件数	19,758件
	助成額	128,759,673円
母子世帯：	受給者数	594人（H22.3月末）
	助成件数	5,906件
	助成額	18,842,716円

6. 活動の詳細

活 動 内 容	活動日又は時期	活 動 結 果 等
(1) 医療費支給		
心身障がい者及び母子世帯に対し、医療費を助成した。	年間	助成額：147,602,389円
(2) 年度更新		
受給者証は8月1日～翌年7月31日までとなっており、そのとき所得要件を審査して、次年度の受給者証を交付する。	7月	滞りなく行われた。
(3) 制度改正		
市制度分（市単費による対象者拡大分）の自己負担額を、0円から1日300円に改めるべく、条例改正・広報等を行った。	年間	平成21年8月からの実施

7. 所属長評価〔平成20年度から改善した点、今後の展開など〕

福祉施策の担当課が総合的に判断すべき事業であり、事務所管の見直しを検討する必要がある。平成21年8月から市制度（障がい）の通院のみ自己負担金を300円/日としたが、多受診者には負担軽減の検討が必要である。

【参考】過年度の評価

■平成21年度の所属長評価

- ①事業執行にあたり議論を重ねた点
市制度対象者の縮小
- ②当該事業のアピール事項
新規対象者には施策担当課から該当者に説明、母子は窓口で照会
- ③反省点、今後の展開・方向性等
施策の担当課が総合的に判断する事業であると思われるので事務配分の見直しを検討する必要がある。平成21年8月から、市制度（障害）について自己負担金を通院のみ300円/回を負担する制度改正施行。